

北海道告示第 11263 号

卸売市場法（昭和 46 年法律第 35 号）第 14 条において準用する同法第 13 条第 5 項の規定により、次により地方卸売市場を変更認定した。

令和 4 年 10 月 12 日

北海道知事 鈴木 直道

1 認定年月日	令和 4 年 8 月 23 日
2 開設者の名称	歯舞漁業協同組合
3 開設者の住所	根室市歯舞 4 丁目 132 番地 2
4 地方卸売市場の名称	歯舞水産物地方卸売市場
5 地方卸売市場の位置	根室市歯舞 4 丁目 132 番地 2
6 地方卸売市場の取扱品目	生鮮水産物及びその加工品、並びにその他関連食料品